

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

横浜型企業誘致・産業立地促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

横浜市

3 地域再生計画の区域

横浜市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域再生計画の背景

横浜市では、事業所数の減少が続く中、急速に進むグローバル化や情報化などの経済社会環境の変化や、急成長するアジア諸都市との都市間競争等に対応し、横浜経済を持続的に発展させていくことが求められている。

このためには、既存産業の活性化にあわせて、今後の横浜経済をリードするような、競争力を有する企業の誘致や創業の支援、ベンチャー企業の育成に取り組むことが必要である。

平成16年度には、税制優遇や最大50億円の助成を行う国内最大級の立地助成制度をもつ「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）」を制定するなど、横浜型の企業誘致を展開しているが、厳しい国際競争や都市間競争に打ち勝つためには、産業が立地しやすい環境を整え、引き続き優良企業や、今後の成長が見込める新産業分野の企業集積を進める必要がある。

また、横浜市内には、理工系学部等を有する大学や、理化学研究所をはじめとした公的研究機関、民間の研究機関が立地しており、また、高度な技術を持った中小企業が数多く存在しているが、これらの既存ストックの活用を図るためにも、誘致によって集積した企業と市内企業や大学、研究機関との連携を進め、市内企業の事業機会拡大等を通じ、本市経済基盤の充実と底上げを図る必要がある。

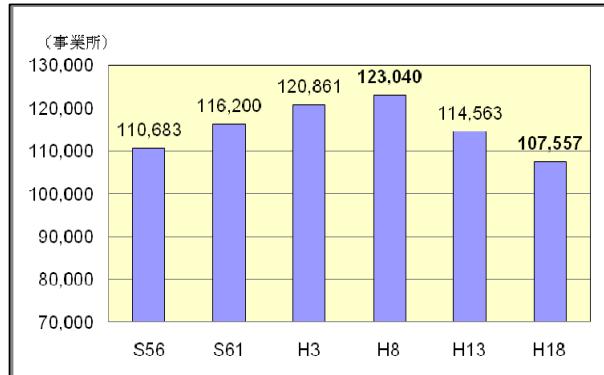
以上を踏まえ、本市が取り組む方向としては、経済波及効果の大きい企業やブランド力のある企業、羽田空港再国際化等を見据えたアジア企業などの企業立地の促進を図るとともに、今後の横浜経済の成長発展をリードする重点産業分野として、バイオ、IT、環境・エネルギー、先端技術関連等の新産業の創出や、多様な主体との協働による創業・ベンチャーの促進を目指すことが重要と考えている。また新産業の創出には、ものづくり産業が培ってきた要素技術が不可欠であるため、この集積を促進し活性化を図ることも重要な課題である。

特に、先端産業を中心とする企業・研究機関の集積にあたっては、これまで推進してきた企業誘致策、バイオ産業等の育成を目指す「ライフサイエンス都市横浜」、全国的にも有数のものづくり基盤を有する市内企業との連携等の取り組みの継続のみならず、市としてより積極的・主体的に優良企業誘致を図るために、保有土地の有効活用等、新たな取組みを推進していくことが必要と考えており、平成18年度から平成22年度までの本市の「中期計画」の中でも、企業誘致策等を強化・拡充していくこととしている。

なお、「中期計画」においては、全市的にも特に優先度の高い7つの重点政策のひとつとして「横浜経済元気戦略」を掲げているところであり、その政策実現に向けた中核をなす事

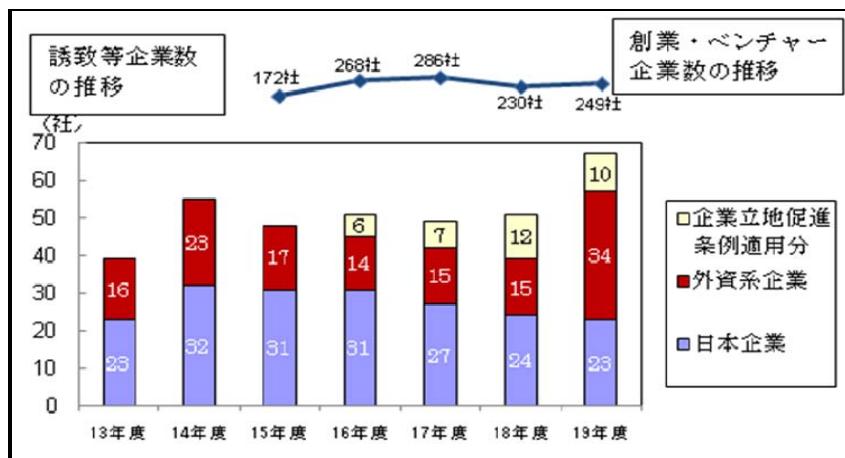
業として、企業誘致政策等を推進する「横浜型企業誘致・産業立地戦略の展開」を重点事業と位置づけている。

市内事業所数の推移(民間)



資料:「事業所・企業統計調査」総務省

誘致等企業数の推移と創業・ベンチャー企業の新規立地数の推移



資料:横浜市経済観光局

横浜市の中期計画

- ・横浜市では、平成18年6月に、横浜の20年先（おおむね2025年頃）を展望した「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定している。
 - ・この基本構想を着実に具体化していくための5カ年の実施計画を「中期計画」としており、平成18年度から平成22年度までを、中期計画の計画期間としている。
 - ・横浜市中期計画における7つの重点政策
 - ①セーフティ都市戦略
 - ②子ども未来戦略
 - ③いきいき自立戦略
 - ④駆力・地域力戦略
 - ⑤横浜経済元気戦略**
 - ⑥ヨコハマ国際戦略
 - ⑦環境行動都市戦略
- ※横浜経済活性化は7つの重点政策のひとつ**

(2) これまでの取り組み

ア 企業立地促進条例等による企業誘致の推進

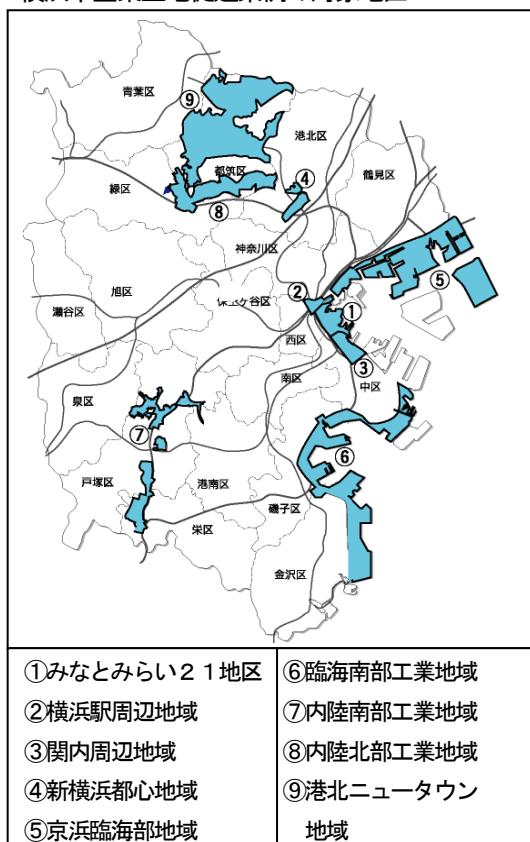
横浜市では、既存産業の活性化にあわせて今後の横浜経済の発展をリードするような、競争力を有する企業等の誘致や創業の支援、ベンチャー企業の育成に戦略的に取り組むことが重要と考えており、平成16年度に、国内最大級の企業支援施策である「企業立地促進条例」を制定し、業務系及び工業系の重点エリアを定め、一定規模以上の波及効果等の大きな投資を対象とする企業誘致に取り組むとともに、市外企業の誘致促進のための支援制度や、既存の中小工場の新增設等に対するきめこまかな支援制度等を定めて投資の誘導を図るなど、横浜型の企業誘致政策を展開している。

特に、企業立地促進条例については、制定当初は、都心部のみならずみなとみらい21地区（業務系）と京浜臨海部（工業系）の2地区を対象地区としてスタートした制度であるが、企業誘致の重要性に鑑み、平成17年12月に業務系3地区、工業・研究所系4地区を追加し、企業誘致の促進に取り組んでいるところであり、平成20年3月末までに35件の条例支援を認定し、本市の予定支援額で約170億円、認定事業の総投下資本額で約2384億円の投資を誘導している。

これらの認定事業は、現時点では京浜臨海部や本市の臨海南部（金沢）工業地域を中心であり、今後は新たに地区指定した内陸工業地における展開が重要と考えている。

特に、本市北部の鶴見川沿いに広がる内陸北部工業地域と、本市南部の柏尾川沿いに広がる内陸南部工業地域は、まとまりのある工業集積地として、その操業環境の維持保全が求められる地域であるが、一部工場の撤退等に伴う土地利用転換も見られる地域であり、本市としては、工業系土地利用の保全に向けて、今後取り組みを強化すべき地域と考えているところである。

横浜市企業立地促進条例の対象地区



◆ 横浜市の企業立地促進条例の概要

1 概要

- 一定規模以上の投下資本額のある事業計画について、経済波及効果等の審査により横浜経済の活性化に寄与すると認められる場合に、その事業を認定し支援する制度

2 対象事業

- 工業系の対象地区においては、製造業の他、IT、バイオ、環境、先端技術関連産業分野や自然科学研究等を対象。

3 支援内容

- 投下資本の額に応じ、固定資産税・都市計画税の1/2、5年間の減免、及び投資金額の10%（最大50億円）の助成金の交付。

4 実績

- 平成16年4月の制度制定以降、平成20年3月末までに35件

イ バイオ系新産業創出を目指した「ライフサイエンス都市横浜」の推進

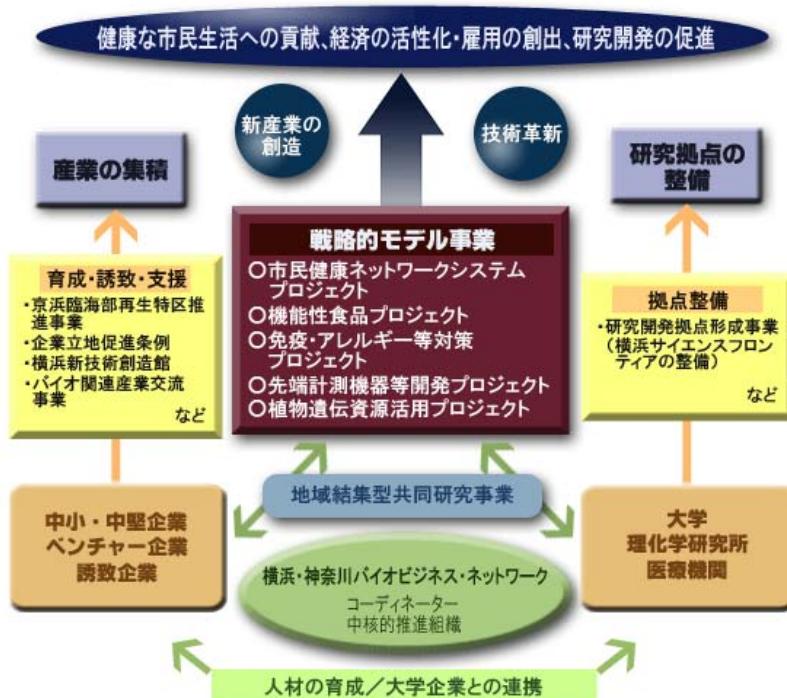
本市では、バイオ産業の振興により、健康な市民生活への貢献や、経済の活性化を目指し、企業、研究機関、大学等の連携のもと、バイオ関連産業の集積や研究拠点の整備を図る「ライフサイエンス都市横浜」を推進しており、特に、京浜臨海部の鶴見区末広町周辺地区の約160haを先端科学分野の研究開発を先導する地区として「横浜サイエンスフロンティア」と位置付け、国際的な研究開発拠点形成に取り組んでいる。

この横浜サイエンスフロンティアにおいては、ライフサイエンス分野の研究開発を先導する中核的な施設として、平成12年度にゲノム解析や遺伝子研究分野の国家的な最先端研究機関である理化学研究所横浜研究所を誘致するとともに、これと連携する機関として、隣接地に横浜市立大学連携大学院を整備し、研究開発拠点形成を進めている。

これらの研究機関では、生命科学分野の先端的な研究開発を行うために、優秀な人材の集積が必要であり、外国人研究者の受入れを積極的に行っていている。

さらに当地区では、企業が大学等と連携して研究開発を実施できる施設として、「横浜市産学共同研究センター」やベンチャー企業育成のためのインキュベート施設である「リーディングベンチャープラザ」といった施設整備を行い、バイオ産業の振興に取り組んでいる。

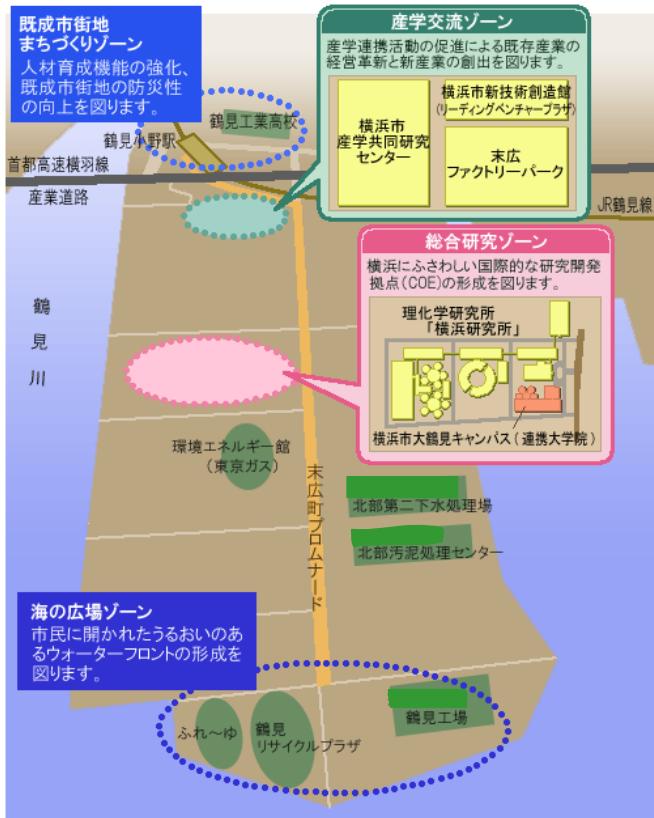
(参考) ライフサイエンス都市横浜の推進・体系イメージ図



ライフサイエンス都市横浜の4つの取り組み

- 1 研究開発拠点の整備
 - ・横浜サイエンスフロンティアの機能拡充
- 2 戦略的モデル事業の推進
 - ・市民の病気予防や健康に貢献する先進的なプロジェクトの推進
- 3 バイオ関連産業の集積促進
 - ・企業立地促進条例による企業誘致や国際的なバイオ関連展示会の開催
- 4 企業間連携のコーディネート
 - ・木原記念横浜生命科学振興財団事業の推進

横浜サイエンスフロンティア（鶴見区末広町周辺地区約160ha）



ウ 中小中堅企業を対象とするものづくり支援や創業支援

企業立地促進条例を補完する制度として、条例対象地区以外にも一定の工業集積のある地域において、中小企業の工場新增設等を対象とする助成制度を定め、中小・中堅企業の投資の誘導と支援を進めるとともに、工業系土地利用の保全に取り組んでいる。

また、本市には高い技術力を持った中小企業の集積があるため、この技術力を活かして行政課題解決に活用する「行政課題解決型技術革新事業（横浜版SBIR）」を推進しており、本市が指定した行政サービスに有効な新技術、新製品等の開発成果が得られた場合、その製品を本市が行政サービスに活用する。

この他、中小・中堅企業の持つ技術力を活かす知的財産活用の支援や、大学発ベンチャー創業支援等、ものづくりを振興する様々な施策を展開している。

エ IT産業振興等

横浜には、新横浜駅周辺において、半導体の設計開発関係等で300社を超えるIT企業集積が進んでおり、横浜市としても当地区において国際ITビジネス交流特区の認定を得てIT産業支援を推進している。

この他にも、横浜駅やみなとみらい21地区等におけるソフトウェア関係企業の集積など、交通利便性や高度なものづくり産業の集積、人材確保の優位性等を背景に、IT関連企業集積が進んでいる。

このような独自の集積の強みを活かしていくためのプランとして、「横浜市ＩＴ産業戦略」を策定し、ＩＴ企業のクラスター形成支援等によるＩＴ産業振興に取り組んでいる。

才 構造改革特別区域計画の実施

平成15年に京浜臨海部再生特区の認定を受け、理化学研究所横浜研究所を対象機関として、また平成16年には横浜市立大学鶴見キャンパスを追加して、「外国人研究者受入れ促進事業」「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」の適用を受け、外国人研究者等を活用した研究開発や、研究成果の活かした事業活動の促進を図ってきた。

また平成16年には、国際ITビジネス交流特区の認定を受け、市内のＩＴ企業が「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」の適用について認定され、外国人情報処理技術者の高いスキルを活かした高度な研究開発を行うとともに、活発な企業活動などを積極的に推進してきた。

(3) 地域再生計画の目標

本計画は、企業誘致等について、「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用による有力企業誘致を推進し、また、京浜臨海部に立地する大学及び研究機関などにおいて、優秀な外国人研究者や外国人情報処理技術者の受入れが円滑に行われるよう、外国人研究者等に対しての永住許可弾力化や、外国人研究者等に対して入国・在留諸申請の優先処理を行うこと、併せて、「5－3－2 支援措置によらない独自の取り組み」に記載する各事業を実施することにより、経済波及効果の大きい企業の立地を推進するとともに、国際競争力のある研究開発の促進と産業の育成を図っていくことを目的とするものである。

本市の中期計画（H18～H22）において掲げる目標

- ①誘致・新規立地企業数・・・・・・250件（H17年度実績49件）
- ②工場新增設促進件数・・・・・・200件（H17年度実績12件）
- ③バイオ関連企業市内立地数・・・・160社（H17年度実績134社（累計））

5 目標を達成するために行う事業

5－1 全体の概要

企業誘致等については、引き続き、課税特例や最大50億円の助成を行う「企業立地促進条例」の活用や、中小企業等への操業支援・工業系土地利用保全を目的とする「工業集積促進事業」等を推進するとともに、新たに「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用による有力企業誘致を推進する。

また、横浜サイエンスフロンティアの研究機能拡充については、ライフサイエンス分野の研究開発を先導する中核的な施設である理化学研究所横浜研究所と横浜市立大学鶴見キャンパスが連携して、海外からの研究者を招致し、バイオ関連の共同研究や研究協力を進める。これにより、様々な企業、研究機関と連携した研究活動を推進し、研究開発の成果を活かした事業活動を促進する。なお、この取組を一層充実させるため、「外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業」及び「外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業」の支援措置を活用し、当該地域における優秀な外国人研究者の円滑な受入れ及び定着を図るものとする。

さらに、横浜市においてITビジネスを拡大していくためには、IT関連企業が優秀な外国人情報処理技術者を研究開発及び事業活動のためにタイムリーに受け入れ、開発等に着手すること

が必要であることから、「外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業」の支援措置を活用し、情報処理技術者の円滑な受入れを図るものとする。これにより、IT産業の活性化を図り、本市が目指す「横浜型IT産業クラスター」の形成につなげていく。

また、以下に掲げる独自の取り組みを併せて推進することにより、中期計画で掲げる数値目標を確実に達成し、さらに推進を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5-3 その他の事業

5-3-1 支援措置を適用して行う事業

5-3-1-①

(1) 支援措置の番号及び名称

番号：C3004

名称：公有地の拡大の推進に関する法律による先買戻に係る土地を供することができる
用途の範囲の拡大（国土交通省・総務省）

(2) 先買戻土地の所在地（別添資料参照）

所在地：横浜市都筑区池辺町字藪前4261-1

(3) 買取りの時期及び目的

- ・買取りの時期：平成3年12月（別添資料参照）
- ・買取りの目的：公共公益施設用地

(4) 法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みがないと判断される理由

当該土地は、公共公益的施設等の用地として平成3年12月に取得したが、活用されないまま約15年が経過している。

この間、公共施設利用については、市内関係部局へ利用計画照会を継続してきたが、周辺は工場地帯で住宅地とは離れていたことから、市民利用施設等の立地として必ずしも好条件でなく、当該地に適した具体的な施設需要を特定することができず現在に至っている。

また、取得当時より公共事業代替地として工場移転も想定してきたが、敷地規模や立地条件等で成約に至る案件がなく、今後もその見込みが無い状況である。

横浜市では、2025年を展望した基本計画の見直しを行うとともに、平成18年度から平成22年度までの中期計画を策定しているが、これらの中でも、当該地を公共施設利用あるいは公共事業代替地として利用する計画はないことから、今後も当該地について法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みはないものと判断している。

このため今般、本特例措置の活用を視野に入れ、活用計画を改めて検討した結果、内陸北部工業地域内の立地という特性を活かした企業誘致事業の用地として活用することが適當と判断したものである。

(5) 先買戻土地をその用に供する事業の概要

・事業の名称

「横浜市都筑区池辺町企業誘致（公募）事業」

※横浜市企業立地促進条例に定める対象事業者（工場・研究所等）を公募により誘致する。

・事業主体

横浜市（横浜市が土地開発公社土地を買戻し、公募選定事業者に貸付ける。）

- ・事業の用に供する先買い土地の面積
11,076.61m²
- ・当該土地が所在する用途地域
工業地域・建ぺい率60%・容積率200%・第5種高度地区
- ・事業の用に供する時期
平成20年3月

(6) 事業の進捗状況

- ・平成18年12月 事業者の決定(松下電器産業株式会社：現パナソニック株式会社)
- ・平成19年4月 事業者と土地賃借契約締結・着工
- ・平成20年3月 竣工

5-3-1-②

【B0501】外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業（法務省）

(1) 支援措置の適用を受けようとする外国人

地域再生計画の区域内に所在する機関（下記（2））において、入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる研究活動を行う外国人並びにその配偶者及び子

(2) 支援措置の対象となる機関

本支援措置の対象となる機関は以下の2機関である。

- ①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）
- ②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）

また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりである。

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動
独立行政法人理化学研究所	横浜研究所	横浜市鶴見区 末広町1-7 -22	ライフサイエンスの拠点として、ゲノム科学、植物科学、遺伝子多型、免疫アレルギー科学の4分野についての研究	ライフサイエンス
公立大学法人横浜市立大学	鶴見キャンパス	横浜市鶴見区 末広町1-7 -22	隣接する理化学研究所横浜研究所と連携したゲノムの研究	ライフサイエンス

(3) 上記（2）の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成18年法務省令第79号）に定める要件に該当すること並びにそのように判断した理由

外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等を促進し、地元企業や関連研究機関との共同研究をより一層充実させ、関連産業の集積を図るために、「①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）」「②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）」の2機関における研究活動や特定プロジェクトに従事することになる常勤または長期任用の外国人研究者に対して本支援措置を適用することにより、外国人研究者の受入れを円滑に行うことが必要である。

「①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）」は、ヒトや変異性動植物の生命現象を分子レベルから遺伝子レベルまで多様な角度から解析する、ゲノム科学技術研究センター、植物科学研究センター、遺伝子多型研究センター、免疫アレルギー科学総合研究センター、

の4センターにより構成され、「②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）」は、大学院総合理学研究科の中に生命現象に関するタンパク質やDNAなどの構造や機能とそれらの相互作用の解明に特化した「生物超分子科学専攻」を有している。

このように、上記2施設は、高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究を目的としており、当該特定研究に必要な施設・整備その他の研究体制が整備されている。

また、「①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）」、「②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）」周辺では、産学連携活動の促進により既存産業の経営革新と新産業の創出を図る「横浜市産学協同研究センター」、「横浜市新技術創造館（リーディングベンチャープラザ）」、「末広ファクトリーパーク」の3施設が所在し、ライフサイエンス分野に関する産学連携の取り組みが進められている。

このように、各機関はいずれも世界的なレベルの研究活動を展開しているところであり、外国人研究者がこれらの機関における研究成果を活用した事業活動を展開することにより、特定研究の成果が当該特定研究機関若しくはこれと連携する他の機関の行う特定研究若しくはこれに関連する産業に係る事業活動に相当程度利用されることが見込まれる。

なお、本支援措置の対象となる機関は、これまでにも相当数の外国人研究者を受け入れている実績があり、外国人の在留に係る管理が良好に行われている。

また、本市では、YOKE情報・相談コーナーを設置し、在住外国人への生活情報や様々な分野の相談への多言語での対応、外国人支援についての情報提供・相談などのサポートを行っており、市内4箇所に地域住民と在住外国人との国際交流拠点として、国際交流ランジが設置されているなど、在住外国人への生活支援の環境が備わっている。

（4）本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

京浜臨海部の2研究機関において、生命科学の先端的な研究開発及びそれを活用した経営活動を行う外国人研究者のうち、顕著な研究開発の実績を有する者に対して、永住許可のうち、必要な在留実績を3年以上に短縮することで、早期に永住権を取得することが可能となる。

これによって、ゲノム等の研究開発及びそれを活用した経営活動を行う外国人研究者等のうち、顕著な研究開発の実績を有する者が本邦に継続して在留し、研究活動、経営活動を行うことで、ゲノム産業の活性化に寄与し、本市が目指す「ライフサイエンス都市横浜」の推進につながる。

なお、各機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する主な事業は、次のとおりである。

【理化学研究所横浜研究所】

①ゲノム科学総合研究事業

ゲノムレベルから個体レベルまでを対象に生命戦略を解明するための基盤とその応用展開のための基盤を構築する。また、ゲノムネットワーク研究においてゲノム機能情報の集中的解析を分担し、実施する。

②免疫・アレルギー科学総合研究事業

国民的課題である免疫・アレルギー疾患の克服を目指した免疫システムの基礎的・総合的研究を行う。

【横浜市立大学鶴見キャンパス】

①都市エリア産学官連携促進事業

癌を主体とする疾患にかかる新規タンパク質マーカーの同定と機能解析、さらには構造解析を行い、新たな診断・医療・機能性食品・創薬などの事業創出に結びつけるもの。

②先端研究施設共用イノベーション創出事業「超高磁場超高感度NMR装置利用による化

合物のスクリーニング」

フロー型クライオプローブを装備した700MHzのNMR装置と通常の900MHzのNMR装置を利用して創薬標的タンパク質の構造解析と薬物候補化合物のスクリーニングを行う。

【B0502】外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業（法務省）

（1）支援措置の適用を受けようとする外国人

地域再生計画の区域内に所在する機関（下記（2））において、入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる研究活動を行う外国人と情報処理分野の業務に従事する外国人、並びにその配偶者及び子

（2）支援措置の対象となる機関

本支援措置の対象となる機関は以下の4機関である。

<外国人研究者受入れ機関>

- ①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）
- ②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）

<外国人情報処理技術者受入れ機関>

- ③株式会社U S T A G E
- ④株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン

また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりである。

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動
独立行政法人理化学研究所	横浜研究所	横浜市鶴見区末広町1-7-22	ライフサイエンスの拠点として、ゲノム科学、植物科学、遺伝子多型、免疫アレルギー科学の4分野についての研究	ライフサイエンス
公立大学法人横浜市立大学	鶴見キャンパス	横浜市鶴見区末広町1-7-22	隣接する理化学研究所横浜研究所と連携したゲノムの研究	ライフサイエンス
株式会社U S T A G E	本社	横浜市戸塚区品濃町503-10 グラフティック東戸塚ビル5F	建設用CADデータ作成ソフトの自社開発・販売、およびネットワークソリューションの提供	情報処理活動
株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン	本社	横浜市中区本町1-7 東ビル5F	マルチメディア、画像処理、通信、組込み等のシステム開発	情報処理活動

（3）上記（2）の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成18年法務省令第79号）に定める要件に該当すること並びにそのように判断した理由

<外国人研究者受入れ機関>

外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等を促進し、地元企業や関連研究機関との共同研究をより一層充実させ、関連産業の

集積を図るためにには、「①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）」「②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）」の2機関における研究活動や特定プロジェクトに従事することになる常勤または長期任用の外国人研究者に対して本支援措置を適用することにより、外国人研究者の受入れを円滑に行うことが必要である。

「①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）」は、ヒトや変異性動植物の生命現象を分子レベルから遺伝子レベルまで多様な角度から解析する、ゲノム科学技術研究センター、植物科学研究センター、遺伝子多型研究センター、免疫アレルギー科学総合研究センター、の4センターで構成されており、「②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）」は、大学院総合理学研究科の中に生命現象に関するタンパク質やDNAなどの構造や機能とそれらの相互作用の解明に特化した「生物超分子科学専攻」を有している。

このように、上記2施設は、高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究を目的としており、当該特定研究に必要な施設・整備その他の研究体制が整備されている。

また、「①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）」、「②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）」周辺では、産学連携活動の促進により既存産業の経営革新と新産業の創出を図る「横浜市産学協同研究センター」、「横浜市新技術創造館（リーディングベンチャープラザ）」、「末広ファクトリーパーク」の3施設が所在し、ライフサイエンス分野に関する産学連携の取り組みが進められている。

このように、各機関はいずれも世界的なレベルの研究活動を展開しているところであり、外国人研究者がこれらの機関における研究成果を活用した事業活動を展開することにより、特定研究の成果が当該特定研究機関若しくはこれと連携する他の機関の行う特定研究若しくはこれに関連する産業に係る事業活動に相当程度利用されることが見込まれる。

なお、本支援措置の対象となる機関は、これまでにも相当数の外国人研究者を受け入れている実績があり、外国人の在留に係る管理が良好に行われている。

さらに、本市では、YOKO情報・相談コーナーを設置し、在住外国人への生活情報や様々な分野の相談への多言語での対応、外国人支援についての情報提供・相談などのサポートを行っており、市内4箇所に地域住民と在住外国人との国際交流拠点として、国際交流ラウンジが設置されているなど、在住外国人への生活支援の環境が備わっている。

<外国人情報処理技術者受入れ機関>

IT関連企業の研究開発に関しては、現在、優秀な外国人情報処理技術者の活用が進んでおり、今後、横浜のIT産業が更に発展していくためには、ITビジネスが国境を越えてリアルタイムに展開される状況の中で、外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理の支援措置を適用することにより、外国人情報処理技術者が迅速に申請手續等を済ますことができる環境が必要である。これにより、外国人情報処理技術者が研究開発や事業活動に専念することができるとともに、ボーダレスな事業活動がスムーズに横浜から展開されるようになる。

「株式会社USTAGE」及び「株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン」は、高い競争力を有する自社製品の開発や、外国人情報処理技術者を活用した高品質なシステム開発を行っており、そのために必要な体制を十分に備えているといえる。これら製品の海外展開や外国人情報処理技術者の受入を考えたときに、本支援措置を活用することでよりスムーズに事業展開を図ることが出来る。

こうしたIT関連企業が国内、海外含めて競争力を高めることにより、横浜のIT産業の

活性化に寄与し、横浜型 IT 産業クラスター形成につながっていくものと考えられる。

なお、本支援措置の対象となる機関は、これまでにも外国人情報処理技術者を受け入れた実績があり、外国人の在留に係る管理およびその運用について良好な対応が期待できる。

さらに、本市では、YOKO-E 情報・相談コーナーを設置し、在住外国人への生活情報や様々な分野の相談への多言語での対応、外国人支援についての情報提供・相談などのサポートを行っており、市内 4箇所に地域住民と在住外国人との国際交流拠点として、国際交流ラウンジが設置されているなど、在住外国人への生活支援の環境が備わっている。

(4) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

<外国人研究者受入れ機関>

京浜臨海部の 2 研究機関において、入国申請手続に必要となる期間を短縮することにより早期に研究開発活動等に着手すること等が可能となり、生命科学の先端的な研究開発及びそれを活用した経営活動を行うための人材として、優秀な外国人研究者や技術専門家の招致が進み、先端的な研究開発拠点づくりの促進が図れる。また、周辺に立地するリーディングベンチャープラザなどの研究開発拠点において、外国人により研究成果を活かした事業活動等が実現し、バイオ産業の活性化に寄与し、本市が目指す「ライフサイエンス都市横浜」の推進につながる。

なお、各機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する事業は、次のとおりである。

【理化学研究所横浜研究所】

①ゲノム科学総合研究事業

ゲノムレベルから個体レベルまでを対象に生命戦略を解明するための基盤とその応用展開のための基盤を構築する。また、ゲノムネットワーク研究においてゲノム機能情報の集中的解析を分担し、実施する。

②免疫・アレルギー科学総合研究事業

国民的課題である免疫・アレルギー疾患の克服を目指した免疫システムの基礎的・総合的研究を行う。

【横浜市立大学鶴見キャンパス】

①都市エリア产学官連携促進事業

癌を主体とする疾患にかかる新規タンパク質マーカーの同定と機能解析、さらには構造解析を行い、新たな診断・医療・機能性食品・創薬などの事業創出に結びつけるもの。

②先端研究施設共用イノベーション創出事業「超高磁場超高感度 NMR 装置利用による化合物のスクリーニング」

フロー型クライオプローブを装備した 700MHz の NMR 装置と通常の 900 MHz の NMR 装置を利用して創薬標的タンパク質の構造解析と薬物候補化合物のスクリーニングを行う。

<外国人情報処理技術者受入れ機関>

横浜に立地する IT 関連の機関は、入国申請手続に必要となる期間が短縮することで、より早期に、そしてよりタイムリーに事業活動並びに開発活動等に着手することが可能となり、より一層の IT 産業に係るビジネス環境が整うことになる。

こうした取組みを推進することにより、優秀な外国人情報処理技術者や企業等の誘致が進み、横浜に先端的な IT 産業拠点の形成が図られることとなる。さらに、横浜およびその周辺に立地する様々な産業群とのネットワーキングなどを通じて、日本を代表する IT 産業の拠点となり、本市が目指す「横浜型 IT 産業クラスター」の形成につなげていく。

なお、本機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する事業は、次のとおりである。

「株式会社 U STAGE」は、高い付加価値を有する独自作成ソフトを自社製品として

もち、またそのための高い技術力を備えている。「株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン」は、インド系企業として、CMMI レベル 5 を取得した開発力を活かしたサービスを国内で提供している。このような機関が、こうした製品・サービスをより高度化し、さらにはマーケットを拡大するための海外展開等を志向することは、横浜の IT 産業の振興に大きく寄与し、「横浜市 IT 産業戦略」で目指す「横浜型 IT 産業クラスター」の形成につながっていくものと考えられる。

5－3－2 独自の取り組み

地域再生法による支援措置を活用するほか、横浜市が推進する独自の経済活性化策として、以下の取り組みを行う。

(1) 企業立地促進条例等による企業誘致の推進

「企業立地促進条例」を活用した支援措置により、企業誘致を推進するとともに、「工業集積促進助成制度」の活用等により、中小工場の新增設の促進や工業系土地利用の保全を図る。

(2) バイオ関連産業の創出を目指した「ライフサイエンス都市横浜」の推進

バイオ系企業の集積を図るため、「ライフサイエンス都市横浜」推進事業として、「横浜サイエンスフロンティア（鶴見区末広町）」をはじめとする研究開発拠点の整備を推進する。

また、バイオ分野の先端技術を新産業の創出に結び付けていくことを目指し、先進的プロジェクト（戦略的モデル事業）を推進する。

(3) 中小中堅企業を対象とするものづくり支援や創業支援

中小・中堅企業を育成し、ものづくりや創業を支援するため、行政課題解決型技術革新事業（横浜版 SBIR）、横浜型知的戦略推進事業、大学発ベンチャー創業促進等を推進する。

(4) IT 産業振興

引き続き、本市独自の集積の強みを活かした IT 関連企業のクラスター形成支援等を推進するとともに、本市経済活性化に寄与する産業として育成していくため、IT 産業振興のための新たなプランづくり等に取り組む。

6 計画期間

認定の日から平成 23 年 3 月末まで

（横浜市の中期計画期間）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4（3）の目標については、横浜市が関与する誘致実績を数値目標とするものであり、横浜市が中期計画の目標として掲げるものであることから、行政評価を実施のうえ、市ホームページを通じて公表する。

8 地域再生計画の実施に關し当該地方公共団体が必要と認める事項

既に認定されている国際 IT ビジネス交流特区等との連携を図る。